

監査報告第2号
令和7年（2025年）5月15日

札幌市監査委員 庄 司 正 史
同 愛 須 一 史
同 高 橋 克 朋
同 福 田 浩 太 郎

令和6年度第3回定期監査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に基づき、下記の部等を対象として監査を行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

監査の対象、指摘件数等は下記のとおりです。

なお、庄司正史委員は、藤江正祥委員の後任者として令和7年4月1日付けをもって選任されたので、この監査は行っておりません。

記

1 財務監査等（事務）

局名	対象部	指摘事項の区分							意見 (要望) 事項	遵守
		収入	支出	財産	行政 運営	学校 運営	その他	合計		
総務局	秘書部									
	国際部		1					1		3
	広報部								1	1
	オンブズマン 事務局									
スポーツ局	スポーツ部		3	1				4	2	1
	招致推進部		1					1		
豊平区	市民部		1					1		1
	保健福祉部		1					1	1	1
清田区	市民部									
	保健福祉部		1					1		1
南区	市民部		2					2		
	保健福祉部		1		1			2		3
5局（区）	12部		11	1	1			13	4	11

※ 「遵守」は基本的遵守事項を表す。

2 財務監査等（工事）

局名	対象部	指摘事項の区分					意見 (要望) 事項
		設計	監理	事務	その他	合計	
水道局	給水部	1	4			5	1
1 局	1 部	1	4			5	1

3 財政援助団体等監査

対象団体名	監査の種別	指摘事項	意見 (要望) 事項
一般財団法人札幌市職員福利厚生会	財政援助団体		
北海道中央バス株式会社	財政援助団体		
ジェイ・アール北海道バス株式会社	財政援助団体		
株式会社じょうてつ	財政援助団体		
札幌国際芸術祭実行委員会	財政援助団体	3	1
株式会社コンサドーレ	財政援助団体	1	
学校法人大藤学園	財政援助団体	1	
株式会社札幌エネルギー供給公社	出資団体	1	
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会	財政援助団体	1	1
	公の施設の指定管理者	5	1
一般社団法人札幌市医師会	財政援助団体		
	公の施設の指定管理者	1	
10 団体		13	3

財政援助団体等監査

令和 6 年度財政援助団体等監査報告書

令和 6 年度財政援助団体等監査の実施結果について、以下のとおり報告する。

なお、監査の実施に当たっては、札幌市監査委員監査基準（令和 2 年 3 月 26 日監査委員決定）に準拠した。

監査の種別

財政援助団体監査、出資団体監査及び公の施設の指定管理者監査

監査の対象

対象団体名	監査の種別	財 政 援 助 団 体	出 資 団 体	公の施設の 指定管理者
一般財団法人札幌市職員福利厚生会		○		
北海道中央バス株式会社		○		
ジェイ・アール北海道バス株式会社		○		
株式会社じょうてつ		○		
札幌国際芸術祭実行委員会		○		
株式会社コンサドーレ		○		
学校法人大藤学園		○		
株式会社札幌エネルギー供給公社			○	
公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会		○		○
一般社団法人札幌市医師会		○		○

監査の着眼点（評価項目）

上記「監査の対象」の事務におけるリスクのうち、市民等への影響、発生頻度等を考慮し特に重要と考えられるリスクを、監査上の重要リスクとし、対応する監査の着眼点（評価項目）を設定した。

着眼点（評価項目）は、60ページからの別表のとおりである。

監査の実施内容

監査の範囲	主として令和 5 年度における財政援助、直近の決算終了期の事業及び公の施設の管理に係る出納その他の事務
監査の方法	前記事務を対象として、関係書類の抽出による検査及び関係職員からの説明聴取により実施した。
監査の期間	令和 7 年 1 月 9 日から同年 3 月 27 日まで

監査の結果

対象となった事務について、一部の団体を除き、次のとおり指摘すべき事項等がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 財政援助団体監査

(1) 補助金等に関する事務を適正に行うべきもの

【学校法人大藤学園、公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会、株式会社コンサドーレ】

【学校法人大藤学園】

ア 幼稚園等に係る時間外保育促進事業において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- (ア) 当該補助金は、実施要綱で1日につき15分以上の時間外保育を利用した児童を対象としているが、15分未満の利用者も含めて実績報告をしたため、補助金が過大となっているもの
- (イ) 利用回数の集計を誤ったことにより、補助金が過少となっているもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

イ 札幌市障がい者団体運営費補助金において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- (ア) 令和4年度中に執行すべき費用を令和5年度予算で処理しているもの
- (イ) 旅費のうち、空港バス運賃について、旅費規程に定められた障害者割引が適用されるにもかかわらず、正規料金を支給しているもの

今後は、補助金に関する事務の執行に当たっては、チェック体制の強化を図り、同様の誤りがないよう適正な事務の執行に努められたい。

【株式会社コンサドーレ】

ウ 金銭消費貸借契約に基づく札幌市からの貸付金について毎年度協定を締結しているが、当該協定について把握しておらず、当法人において保管されるべき協定書が確認できなかった。

これは、組織として行われるべき業務が各担当者個人に帰され、組織的な進捗管理がなされていなかったためと思われる。

今後は、補助金等に関する事務の執行に当たっては、組織体制の改善に加え、事務処理等のルールを定めるなど適正な事務の執行に努められたい。

(2) 身体障害者自立更生促進資金貸付金について（意見（要望）事項）

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

身体障害者自立更生促進資金貸付は、令和5年度末で多額の貸付金残高があるが、その前年からの返済は僅かな額にとどまるなど、債権回収は進んでいない。

前回監査（平成30年度）以降、年1回の市長報告はなされているが、現在連絡先等が判明している者に対し、年2回督促を行うほか、僅かながら継続している回収のチェック等を行っている程度であった。

また、貸付先名簿はあるものの、個別の債権管理台帳はなく、債務者の状況を十分に把握できていない状況にある。

今年度に入り、居所不明者の追跡調査等を行っているが、調査が完了するまでかなりの時間を要することが予想される。

債権回収は、時間の経過とともにますます困難になっていくと考えられることから、債権回収の知識のある専任の担当者を配置する、又は外部の専門業者に委託するなど、実効性のある債権管理体制を構築し、滞納債権の管理及び回収を早急に進めるよう要望する。

(3) 契約保証金の免除を適正に行うべきもの

【札幌国際芸術祭実行委員会】

当団体の契約事務取扱要領において、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないと会長が認める場合は契約保証金を免除できるとされているが、どのような理由で認めたのか、証跡が残されていなかった。

今後は、契約保証金の免除に当たって、その証跡を保存されたい。

(4) 立替払に関する事務を適正に行うべきもの

【札幌国際芸術祭実行委員会】

当団体の会計規程では、緊急その他の事由により事前の支払手続ができない場合はあらかじめ出納責任者の承認を得たうえで立替払ができるとされているが、立替払とする事由及び事前に承認を得ていることが確認できなかった。

今後は、関係規程等についての職員の理解を深め、適正な事務の執行に努められたい。

(5) 支出の決定に関する事務を適正に行うべきもの

【札幌国際芸術祭実行委員会】

契約書及び請書の作成を要する契約において、その支払に際して、契約締結時の意思決定をもって支払についても決定済みであるとして、改めて意思決定

を行うことなく支払が行われていた。

言うまでもなく、契約締結と支払は異なるプロセスであり、それぞれに適切な決裁がなされることにより、その適正性と正確性が確保されるものである。

今後は、不正防止や内部統制の観点からも、改めて適正な事務の執行に努められたい。

(6) 業務実態と規程との相違について（意見（要望）事項）

【札幌国際芸術祭実行委員会】

当団体では、企業等への協賛・協力依頼などの業務について、個人と業務委託契約を締結しているが、事務分掌上、当該個人は団体内において事務局次長の職に位置付けられており、事務局規程では事務局長の指揮監督下に置かれている。

今後は、業務委託契約による業務実態と規程との整合性を図るなど、相違の解消に努めるよう要望する。

2 出資団体監査

(1) 産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの

【株式会社札幌エネルギー供給公社】

産業廃棄物処理の委託に関する事務において、処理料金の値上げに伴う契約改定等の手続を行っていないにもかかわらず、改定後の処理単価で算出された料金を支払っているものがみられた。

産業廃棄物の処理については、法令等により各事業者がその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理することが義務付けられ、併せてその事務処理方法が明確に規定されている。

今後は、産業廃棄物処理の委託に関する一連の事務処理について、職員の理解を十分に深めるとともに、組織内でのチェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 年度区分に係る経理事務を適正に行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

令和4年度中に執行すべき費用を令和5年度予算で処理している事例がみられた。

今後は、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

(2) 区分経理を適正に行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

仕様書等によれば、指定管理業務に係る収支と自主事業に係る収支は明確に区分して経理しなければならないとされているが、団体活動会計に係る経費が指定管理会計として支出されているものがみられた。

前回（平成30年度）の監査において同様の事務処理の指摘を行っているものであり、当法人から適切な会計処理を行うよう徹底していると報告されていたにもかかわらず、今回の監査でも改善がなされていなかったものである。

今後は、同様の誤りを防ぐため、再発防止に向け対応策を検討したうえで、チェック体制の強化を図り、適正かつ確実な事務の執行に努められたい。

(3) 活動育成事業に係る事務を適正に行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

自主的に文化活動又はスポーツ活動を行っているクラブへの助成は、仕様書において要件が定められているが、以下のとおり不適正な事例がみられた。

ア クラブ員が10人以上所属していることを要件としているが、これを確認していないもの

イ クラブ活動状況に関する事業計画等の提出を要件としているが、これらを提出させていないもの

今後は、仕様書に基づき、適正な事務の執行に努められたい。

(4) スポーツ活動を行っているクラブへの助成について（意見（要望）事項）

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

スポーツ活動を行っているクラブへの助成は、仕様書において身体障害者福祉センター内で活動することを要件としているが、同センター外で活動しているクラブも対象としていた。また、当該助成については指定管理事業として仕様書に定められているが、団体活動会計に係る経費として支出していた。

このような運用は、仕様書と整合しておらず、現在の状況は適切でないことから、速やかに所管部局と協議するよう要望する。

(5) 履行確認の手続等を適正に行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

委託契約において、以下のとおり不適正な事例がみられた。

- ア 受託者から業務担当者を定めた旨の通知を受領していないもの
- イ 履行検査報告書を受領していないもの
- ウ 履行検査が適正に行われていたかどうか確認できないもの

今後は、正しい事務処理手順について職員の理解を十分に深め、適正な事務の執行に努められたい。

(6) 備品管理を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市医師会】

札幌市夜間急病センター管理業務等仕様書で定める備品に関する物品使用貸借契約の締結がなされておらず、仕様書に定める事項が遵守されていなかった。

今後は、所管部局とともに仕様書の内容を十分に確認のうえ、適正な事務の執行に努められたい。

(7) アルコール検知器による確認の記録を適正に行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

道路交通法施行規則において、アルコール検知器による運転者の酒気帯びの有無を確認し、その内容を記録することと定められているが、札幌市身体障がい者福祉専用バスの運営事業における土曜日、日曜日のバス運行時に、酒気帯びの有無を記録していない事例がみられた。

今後は、関係法令等を遵守し、適正な事務の執行に努められたい。

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①職員福利厚生会交付金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

一般財団法人札幌市職員福利厚生会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①乗合バス路線維持補助金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

北海道中央バス株式会社

監査のチェックポイント	
対応する指摘等の項目	
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①乗合バス路線維持補助金 ②ノンステップバス導入補助金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

ジェイ・アール北海道バス株式会社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務 が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①乗合バス路線維持補助金 ②デマンド交通実証実験に 係る負担金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公 益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しな いもの	

株式会社じょうてつ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した 補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が 上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流 用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証 拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還 金の返還時期等は適切か。	—
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①札幌国際芸術祭開催事業費負担金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

札幌国際芸術祭実行委員会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
	【指摘事項】 ・契約保証金の免除を適正に行うべきもの ・立替払に関する事務を適正に行うべきもの ・支出の決定に関する事務を適正に行うべきもの
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	
	【意見（要望）事項】 ・業務実態と規程との相違について

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①株式会社コンサドーレ事業費貸付金 ②株式会社コンサドーレ事業補助金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

株式会社コンサドーレ

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
	【指摘事項】 ・補助金等に関する事務を適正に行うべきもの
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①一時預かり事業（幼稚園型）補助金 ②児童育成会助成金 ③特別支援教育事業補助金 ④加配保育士等雇用促進及び調理員パート雇用費補助金 ⑤給食費高騰対策事業補助金 ⑥教材教具等整備補助金 ⑦時間外保育促進事業費補助金 ほか	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

学校法人大藤学園

監査の着眼点（評価項目）	
監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	【指摘事項】 ・補助金等に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【出資団体】 会計経理及び財産管理事務が適正に行われないリスク	■会計経理及び財産管理事務に不備があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。 ■現金等の紛失や横領など、重大な事故につながる可能性があるため。
【出資団体】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の内容などにより異なった手続を要するなど、誤りを生じさせる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

株式会社札幌エネルギー供給公社

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。 ■現金、金券類の保管及び取扱いは適正か。 ■経理事務について、執行機関における管理点検体制が確立され、有効に機能しているか。 ■各種の帳簿及び書類は、法令等に定められた様式を使用し、各種証拠書類の整理保存等は適正に行われているか。 ■財産台帳は調整され、取得、処分等の異動について正確に記録されているか。 ■物品の出納受払いは適正に行われているか。	—
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・産業廃棄物処理の委託に関する事務を適正に行うべきもの
	—

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①身体障害者自立更生促進資金貸付金 ②障がい者団体運営費補助金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市身体障害者福祉センター	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	【指摘事項】 ・補助金等に関する事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・身体障害者自立更生促進資金貸付金について
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・年度区分に係る経理事務を適正に行うべきもの ・区分経理を適正に行うべきもの ・活動育成事業に係る事務を適正に行うべきもの 【意見（要望）事項】 ・スポーツ活動を行っているクラブへの助成について
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	【指摘事項】 ・履行確認の手続等を適正に行うべきもの
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	【指摘事項】 ・アルコール検知器による確認の記録を適正に行うべきもの

監査の着眼点（評価項目）等

監査の着眼点（評価項目）	
重要リスク	重要リスク設定理由
【財政援助】 事業の補助金等に係る事務が適正に行われないリスク 《補助金等》 ①救急医療体制の確保に関する補助金 ②子ども医療費助成事業等の実施に伴う補助金 ③地域医療室推進事業に係る補助金 ④災害時医療救護活動研修等対策事業に係る補助金	■不適切な補助金等受給があった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
【指定管理者】 報告や届出が適正に行われないリスク 《指定管理施設》 ①札幌市夜間急病センター	■協定書等に基づいた施設の管理運営が行われていない場合、施設の設置目的を達成できない可能性があるため。また、必要な届出や報告が市に対してなされていない場合、当該指定管理者の管理運営が適切であったか否かについて市が検証ができず、改善の指導等が適切に行えない可能性があるため。
【指定管理者】 契約事務が適正に行われないリスク	■物品購入や役務の委託に係る契約事務については、金額や役務の性質などにより異なった手続を要するなど、誤りが生じる可能性があるため。 ■契約事務が適正に行われない場合、大きな経済的損失につながる可能性があるため。
【指定管理者】 利用料金の取扱事務が適正に行われないリスク	■利用料金は市民等から徴収するものであり、不適切な取扱いがあった場合、市民の信頼の低下など、公益上の影響度が大きいと考えられるため。
上記重要リスクに対応しないもの	

一般社団法人札幌市医師会

監査のチェックポイント	対応する指摘等の項目
■事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。 ■事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 ■出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。 ■補助金等に係る収支の会計経理は適切か。 ■精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。	—
■公の施設の管理に関し、市と交わした協定書等に基づき施設の管理運営が行われているか。協定書等に基づき、管理運営に関して必要な届出や報告が市に対してなされているか。	【指摘事項】 ・備品管理を適正に行うべきもの
■契約の方法及び手続は適正か。 ■契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。 ■委託した事務事業が適正に履行されたかどうか、成果物その他実績報告書で確認したか。	—
■利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定は条例及び協定書等に基づき適正に行われているか。 ■利用料金の減免理由の判断や決裁手続が適正に行われているか。 ■利用料金の未収分を的確に把握し、管理されているか。	—
	—

参 考

監査対象団体の概要

1 財政援助団体監査

(1) 一般財団法人札幌市職員福利厚生会

この法人は、札幌市政の円滑な運営に協力するとともに、札幌市職員等の福利厚生に関する事業を行い、もって札幌市民の福祉の増進に寄与することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う事業に係る経費等に対し9,206万円の交付金を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
職員福利厚生会交付金		92,069,000	総務局職員部
合	計	92,069,000	

(2) 北海道中央バス株式会社

この法人は、石狩・後志・空知地方の21バス事業者の統合により、昭和18年3月に設立され、道央圏を中心にバス事業等を行っているもので、現在は、同事業の他に建設業、清掃業、警備業及び観光関連事業を展開している。

札幌市は、この法人が運行する乗合バスの路線維持に係る経費に対し6億7,093万円の補助金を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
乗合バス路線維持補助金		670,937,000	まちづくり政策局 総合交通計画部
合	計	670,937,000	

(3) ジェイ・アール北海道バス株式会社

この法人は、ＪＲ北海道が運行していた自動車運送事業を引き継ぐため、平成11年に設立されたもので、現在は、同事業の他に旅行業、駐車場業等を展開している。

札幌市は、この法人が運行する乗合バスの路線維持に係る経費及びノンステップバスの導入に係る経費に対し、総額５億３,３２２万円の補助金を交付している。

令和５年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
乗合バス路線維持補助金	529,728,000	まちづくり政策局 総合交通計画部
ノンステップバス導入補助金	3,500,000	
合 計	533,228,000	

(4) 株式会社じょうてつ

この法人は、札幌市内と定山溪を結ぶ貨客運送と鉄道・ホテルの経営を目的として、大正４年に設立されたのが始まりで、その後昭和48年に現在の社名に変更しており、主な事業は、自動車運送事業、不動産事業、建設業等である。

札幌市は、この法人が運行する乗合バスの路線維持に係る経費及び南区デマンド交通実証実験に係る経費に対し、総額４億４４０万円の補助金等を交付している。

令和５年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
乗合バス路線維持補助金	396,909,000	まちづくり政策局 総合交通計画部
デマンド交通実証実験に係る負担金	7,499,017	
合 計	404,408,017	

(5) 札幌国際芸術祭実行委員会

この団体は、文化芸術の振興を図り、もってまちの魅力を向上させるため、札幌国際芸術祭を継続的に開催することを目的として、平成24年に設立されたものである。

札幌市は、この団体が行う事業に係る経費等に対し４億７,３５２万円の負担金を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
札幌国際芸術祭開催事業費負担金		473,525,000	市民文化局 文 化 部
合	計	473,525,000	

(6) 株式会社コンサドーレ

この法人は、サッカーチームの経営、サッカーその他のスポーツ競技会及び各種イベントの企画、運営並びに管理等を行うことを目的として、平成8年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う事業の資金として、第28期事業年度末（令和6年1月31日）現在で2億1,000万円を貸し付けているほか、事業に係る経費等に対し6,300万円の補助金を交付している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名	称	金 額	所 管 部 局
株式会社コンサドーレ事業費貸付金		210,000,000	スポーツ局 スポーツ部
株式会社コンサドーレ事業補助金		63,000,000	
合	計	273,000,000	

(7) 学校法人大藤学園

この法人は、教育基本法、学校教育法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育を行い心身ともに豊かな子どもを育成することを目的として、昭和42年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う市内の幼稚園等の運営に係る経費等に対し、総額2億2,706万円の補助金等を交付している。

令和 5 年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
札幌市児童育成会助成金	37,195,432	子ども未来局 子ども育成部
一時預かり事業（幼稚園型）補助金	80,777,000	子ども未来局 子育て支援部
特別支援教育事業補助金	34,940,100	
加配保育士等雇用促進及び調理員パート雇用費補助金	30,963,659	
給食費高騰対策事業補助金	12,512,000	
一時預かり事業（一般型幼稚園タイプ）補助金	11,676,000	
教材教具等整備補助金	8,359,000	
時間外保育促進事業費補助金	3,558,840	
送迎用バス安全装置設置事業補助金	2,344,000	
保育施設冷房設備補助金	2,058,000	
食物アレルギー児保育事業費補助金	994,000	
障がい児保育事業補助金	884,880	
実費徴収に係る補足給付事業補助金	417,110	
光熱費高騰対策特別支援金	332,000	
特殊健康診断費補助金（糞便検査以外）	25,300	
特殊健康診断費補助金（糞便検査）	23,760	
損害賠償責任保険料補助金	4,180	
合 計	227,065,261	

(8) 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

この法人は、札幌市に居住する身体障がい者の生活の安定と福祉の推進を図り、身体障がい者の利益の増進に寄与することを目的として、昭和47年に社団法人として設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う貸付事業の資金として、令和5年度末現在で3,000万円を貸し付けているほか、運営に係る経費等に対し350万円の補助金を交付している。

また、公の施設である札幌市身体障害者福祉センターの管理運営をこの法人に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として、1億1,795万円を支出している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
身体障害者自立更生促進資金貸付金	30,000,000	保 健 福 祉 局 障がい保健福祉部
障がい者団体運営費補助金 (うち、身体障害者福祉協会運営事業補助として)	1,900,000	
(うち、身体障害者福祉協会活動推進事業補助として)	1,600,000	
合 計	33,500,000	

(9) 一般社団法人札幌市医師会

この法人は、医師の使命に鑑みその品位と地位を保持し、医道の昂揚、医学医術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的として、昭和22年に設立されたものである。

札幌市は、この法人が行う事業に係る経費等に対し、総額6億6,160万円の補助金を交付している。

また、公の施設である札幌市夜間急病センターの管理運営をこの法人に行わせており、この施設の維持管理運営等に要する経費として、9億4,320万円を支出している。

令和5年度 補助金等の内訳

(単位 円)

名 称	金 額	所 管 部 局
子ども医療費助成事業等の実施に伴う補助金	16,840,000	保 健 福 祉 局 保 険 医 療 部
救急医療体制の確保に関する補助金	636,723,000	保 健 福 祉 局 ウエルネス推進部
地域医療室推進事業に係る補助金	5,153,000	
災害時医療救護活動研修等対策事業に係る補助金	2,890,000	
合 計	661,606,000	

2 出資団体監査

(1) 株式会社札幌エネルギー供給公社（所管：環境局環境都市推進部）

この法人は、札幌駅北口地区に、環境にやさしいクリーンで安全な地域冷暖房を安定供給することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、資本金総額15億円のうち5億4,000万円（出資比率36.0%）を出資している。

第1表 第38期 経営成績及び財政状態

(単位 千円)

区 分	項 目	金 額
経 営 成 績	経 常 収 益 A	803,455
	経 常 費 用 B	843,294
	経 常 損 益 C=A-B	△ 39,838
	特 別 損 益 D	217,871
	法 人 税 等 E	52,968
	法 人 税 等 調 整 額 F	8,900
	当 期 損 益 G=C+D-E-F	116,163
	前 期 繰 越 利 益 H	544,317
	繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H	660,480
財 政 状 態 (令和6年3月31日現在)	流 動 資 産 J	735,279
	固 定 資 産 K	2,397,401
	資 産 合 計 L=J+K	3,132,681
	流 動 負 債 M	189,109
	固 定 負 債 N	783,090
	負 債 合 計 O=M+N	972,200
	資 本 金 P	1,500,000
	資 本 剰 余 金 Q	0
	利 益 剰 余 金 R	660,480
	純 資 産 合 計 S=P+Q+R	2,160,480
	負債及び純資産合計 T=O+S	3,132,681

(注) 1 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 当事業年度は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(令和6年3月31日現在)

株主	所有株式数(株)	持株比率(%)
札幌市	10,800	36.0
株式会社日本政策投資銀行	6,000	20.0
三菱重工サーマルシステムズ株式会社	3,600	12.0
北海道瓦斯株式会社	3,600	12.0
北海道電力株式会社	3,600	12.0
株式会社北洋銀行	1,480	4.9
株式会社北海道熱供給公社	480	1.6
株式会社北海道銀行	440	1.5
合 計	30,000	100.0

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

3 公の施設の指定管理者監査

(1) 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

法人の概要については、1 (8) 参照

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市身体障害者福祉センター	117,957,000	—	保健福祉局 障がい保健福祉部
合 計	117,957,000	—	

(注) 指定管理期間は令和2年度から令和6年度までである。

(2) 一般社団法人札幌市医師会

法人の概要については、1 (9) 参照

令和5年度 管理費用等の内容

(単位 円)

公の施設名	管理費用の額	利用料金収入額	所管部局
札幌市夜間急病センター	943,207,218	—	保健福祉局 ウェルネス推進部
合 計	943,207,218	—	

(注) 指定管理期間は令和2年度から令和6年度までである。